

令和 8 年度

第 5 回石川県最低賃金専門部会

令和 8 年 8 月 7 日（金）

9 時 00 分から 11 時 00 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

石川県最低賃金の改正金額について

3 閉 会

第5回石川県最低賃金専門部会

【資料目次】

		ページ
No.1	毎月勤労統計調査地方調査結果(令和7年10月～令和8年6月) (石川県統計情報室)	1
No.2	委員からの追加要望資料	17

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 7年 10月分

< 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き >

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	3. 8 %	増加
・ 所定外労働時間は、	同 水 準	
・ 常用労働者数は、	3. 9 %	増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	3. 1 %	増加
・ 所定外労働時間は、	1 1. 5 %	増加
・ 常用労働者数は、	4. 1 %	増加

1 利用上の注意	
(1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。 平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（ https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf ）を参照のこと。 (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。 指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。	
2 統計表に用いる符号	
[0] , [0.0]	単位未満
「***」	該当数値なし
「…」	不詳又は比較数値なし
「X」	調査事業所が少くないため秘匿した。
「△」	負数又は減少

毎月勤労統計調査地方調査の説明

- 1 調査の目的
- この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。
- 2 調査の対象
- この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。
- 3 調査事項の定義
- (1) 現金給与額
- ・「現金給与額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。
- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される出勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。
- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。
- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。
- 4 調査結果の算定
- この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。
- 各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月分から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びベンチマークタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	--

結 果 の 概 要

(令和7年10月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、うち、定期給与は、	269,799 円 264,308 円	前年同月比 前年同月比	4.8% 3.8%
-------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、うち、所定内労働時間は、所定外労働時間は、製造業の所定外労働時間は、	140.2 時間 130.7 時間 9.5 時間 12.2 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	0.7% 0.7% 0.0% △ 22.3%
--	---	----------------------------------	---------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、パートタイム労働者比率(男女計)は、男性では、女性では、	450,972 人 33.0 % 20.4 % 46.2 %	前年同月比 前年同月差 前年同月比 前年同月比	3.9% 1.1ポイント
--------------------------------------	---	----------------------------------	-----------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き		(前年同月比)
現金給与総額	291,559 円	4.3%
うち、定期給与	286,587 円	3.1%
2 労働時間の動き		
総実労働時間	147.1 時間	0.9%
うち、所定内労働時間	135.4 時間	0.1%
所定外労働時間	11.7 時間	11.5%
製造業の所定外労働時間	13.0 時間	△ 10.3%
3 雇用の動き		
常用労働者数	264,699 人	4.1%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比
	円	%	%	円	%	%	円	%	%
(事業所規模5人以上)									
TL 調査産業計	269,799	△ 1.2	4.8	264,308	1.6	3.8	5,491		3,018
D 建設業	385,908	△ 12.8	9.3	384,699	△ 0.5	9.1	1,209		535
E 製造業	316,421	5.0	6.6	300,778	2.5	2.3	15,643		12,677
F 電気・ガス・熱供給・水道業	365,912	2.8	△ 5.9	385,912	2.9	△ 5.8	0		0
G 情報通信業	385,846	1.9	4.3	385,355	4.2	4.5	491		△ 817
H 運輸業、郵便業	275,580	△ 4.8	△ 4.6	275,525	△ 4.6	△ 4.7	55		32
I 卸売業、小売業	241,809	5.1	5.6	233,377	1.7	4.8	8,432		1,951
J 金融業、保険業	321,325	0.6	△ 1.8	318,359	△ 0.2	△ 1.6	2,966		△ 873
K 不動産業、物品賃貸業	310,754	△ 2.7	28.3	309,789	△ 2.2	27.9	965		965
L 学術研究、専門・技術サービス業	364,480	△ 45.5	0.2	364,108	11.3	0.3	372		△ 294
M 宿泊業、飲食サービス業	112,861	0.6	16.2	112,839	0.6	16.3	22		△ 73
N 生活関連サービス業、娯楽業	166,440	△ 2.3	17.3	163,981	△ 3.2	15.7	2,459		2,309
O 教育、学習支援業	273,315	2.0	0.0	273,025	2.0	0.7	290		△ 1,721
P 医療業、福祉	279,308	0.9	4.7	277,893	0.6	4.3	1,415		804
Q 複合サービス事業	313,292	2.0	5.8	312,237	2.3	6.0	1,055		△ 333
R サービス業 (他に分類されないもの)	238,044	4.7	7.2	236,980	5.5	7.4	1,064		△ 335
(事業所規模30人以上)									
TL 調査産業計	291,559	△ 2.1	4.3	286,587	1.4	3.1	4,972		3,490
D 建設業	456,198	1.4	17.4	456,198	1.4	17.6	0		△ 750
E 製造業	338,807	4.8	9.0	321,617	2.2	4.6	17,190		13,928
F 電気・ガス・熱供給・水道業	407,759	2.6	△ 10.7	407,759	2.6	△ 10.6	0		0
G 情報通信業	374,525	△ 1.3	△ 0.4	373,923	1.7	△ 0.4	602		201
H 運輸業、郵便業	258,132	△ 6.5	△ 13.7	258,051	△ 6.5	△ 13.8	81		48
I 卸売業、小売業	247,558	1.5	2.9	247,338	1.5	3.0	220		△ 84
J 金融業、保険業	339,910	0.3	2.8	339,910	0.3	4.4	0		△ 4,794
K 不動産業、物品賃貸業	211,171	0.8	44.0	211,171	0.9	44.2	0		0
L 学術研究、専門・技術サービス業	360,370	△ 65.5	△ 5.0	359,583	2.5	△ 4.9	787		△ 518
M 宿泊業、飲食サービス業	118,135	3.6	3.2	118,081	3.5	3.4	54		△ 198
N 生活関連サービス業、娯楽業	146,955	△ 5.2	7.5	146,626	△ 6.3	6.1	2,329		2,016
O 教育、学習支援業	337,187	0.7	8.6	336,766	0.6	9.2	421		△ 1,809
P 医療業、福祉	313,893	△ 0.1	4.9	313,681	0.1	5.0	212		△ 800
Q 複合サービス事業	326,741	3.6	X	325,622	3.5	X	1,119		X
R サービス業 (他に分類されないもの)	204,464	10.1	1.3	203,184	9.7	1.0	1,280		652

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 7年 11月分

＜ 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き ＞

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	3 .	8 % 増加
・ 所定外労働時間は、	2 .	1 % 増加
・ 常用労働者数は、	3 .	8 % 増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	2 .	4 % 増加
・ 所定外労働時間は、	7 .	3 % 増加
・ 常用労働者数は、	3 .	3 % 増加

1 利用上の注意	
(1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。 平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（ https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf ）を参照のこと。 (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。 指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。	
2 統計表に用いる符号	
[0] , [0. 0]	単位未満
「***」	該当数値なし
「…」	不詳又は比較数値なし
「X」	調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」	負数又は減少

毎月勤労統計調査地方調査の説明

- 1 調査の目的
- この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。
- 2 調査の対象
- この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他）に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。
- 3 調査事項の定義
- (1) 現金給与額
- ・「現金給与額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。
- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される出勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。
- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ボーナスアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。
- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。
- 4 調査結果の算定
- この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。
- 各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月分から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びベンチマークタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	---

結 果 の 概 要

(令和7年11月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、うち、定期給与は、	273,180 円 264,282 円	前年同月比 前年同月比	3.7% 3.8%
-------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、うち、所定内労働時間は、所定外労働時間は、製造業の所定外労働時間は、	136.7 時間 127.0 時間 9.7 時間 11.9 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	△ 3.1% △ 3.5% 2.1% △ 19.0%
--	---	----------------------------------	-------------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、パートタイム労働者比率(男女計)は、男性では、女性では、	454,233 人 32.5 % 19.6 % 46.3 %	前年同月比 前年同月差 前年同月比 前年同月比	3.8% 0.3ポイント
--------------------------------------	---	----------------------------------	-----------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き	現金給与総額 うち、定期給与	298,146 円 288,391 円	(前年同月比) 2.5% 2.4%
2 労働時間の動き	総実労働時間 うち、所定内労働時間 所定外労働時間	142.6 時間 130.9 時間 11.7 時間	△ 4.7% △ 5.7% 7.3%
3 雇用の動き	製造業の所定外労働時間 常用労働者数	12.7 時間 266,574 人	△ 14.8% 3.3%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	前月比 前年同月比	実数	前月比 前年同月比	実数	前年同月比
(事業所規模5人以上)		%	円	%	円	%
TL 調査産業計	273,180	1.3	264,282	0.0	8,898	3.99
D 建設業	394,818	2.2	389,350	1.2	5,468	△ 6,012
E 製造業	308,591	△ 2.5	299,340	△ 0.5	9,251	751
F 電気・ガス・熱供給・水道業	404,939	10.8	404,939	10.7	0	0
G 情報通信業	380,006	△ 1.6	371,882	△ 3.5	8,124	7,729
H 運輸業、郵便業	322,035	16.9	322,014	16.8	21	△ 18
I 卸売業、小売業	235,611	△ 2.5	231,657	△ 0.7	3,954	1,649
J 金融業、保険業	320,435	△ 0.3	320,169	0.6	266	△ 36,760
K 不動産業、物品賃貸業	332,614	7.0	277,247	△ 10.5	55,367	53,965
L 学術研究、専門・技術サービス業	355,258	△ 2.6	355,199	△ 2.5	59	△ 18,096
M 宿泊業、飲食サービス業	113,773	0.8	113,285	0.4	488	471
N 生活関連サービス業、娯楽業	214,518	29.0	167,738	2.3	46,780	△ 8,151
O 教育、学習支援業	291,029	6.5	262,469	△ 3.9	28,530	28,504
P 医療業、福祉	278,798	△ 0.2	277,444	△ 0.1	1,354	△ 5,400
Q 複合サービス事業	323,239	3.2	306,731	△ 1.8	16,508	△ 6,895
R サービス業 (他に分類されないもの)	254,384	6.9	234,506	△ 1.1	19,878	△ 2,708
(事業所規模30人以上)						
TL 調査産業計	298,146	2.3	288,391	0.6	9,755	335
D 建設業	458,444	0.5	458,444	0.5	0	△ 33,212
E 製造業	327,335	△ 3.4	317,743	△ 1.2	9,592	98
F 電気・ガス・熱供給・水道業	496,254	21.6	496,254	21.7	0	0
G 情報通信業	375,485	0.3	374,308	0.1	1,177	643
H 運輸業、郵便業	327,512	26.8	327,481	26.9	31	△ 25
I 卸売業、小売業	250,865	1.3	247,534	0.1	3,331	3,193
J 金融業、保険業	337,843	△ 0.6	337,843	△ 0.7	0	△ 63,300
K 不動産業、物品賃貸業	213,765	1.3	213,765	1.2	0	△ 5,824
L 学術研究、専門・技術サービス業	354,330	△ 1.7	354,205	△ 1.5	125	125
M 宿泊業、飲食サービス業	119,529	1.2	118,302	0.2	1,227	1,181
N 生活関連サービス業、娯楽業	203,816	36.7	152,606	4.1	51,210	15,274
O 教育、学習支援業	365,322	8.4	323,482	△ 4.0	41,840	41,800
P 医療業、福祉	315,811	0.6	315,613	0.6	198	△ 4,085
Q 複合サービス事業	314,052	△ 4.0	313,990	△ 3.6	62	△ 240
R サービス業 (他に分類されないもの)	223,810	9.4	197,017	△ 3.0	26,793	△ 5,040

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 7年 12月分
＜ 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き ＞

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	2. 5 %	増加
・ 所定外労働時間は、	1. 1 %	減少
・ 常用労働者数は、	3. 9 %	増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	1. 4 %	増加
・ 所定外労働時間は、	3. 7 %	増加
・ 常用労働者数は、	3. 8 %	増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf>）を参照のこと。
- (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号	
「0」, 「0.0」	単位未満
「***」	該当数値なし
「…」	不詳又は比較数値なし
「X」	調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」	負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。

・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。

・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される超勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。

・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。

・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否にかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ア 期間を定めずに雇われている者
- イ 1カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
- ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	---

結 果 の 概 要

(令和7年12月分)

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与
	実数	前月比 % 前年同月比 %	実数	前月比 % 前年同月比 %	実数
(事業所規模5人以上)					
TL 調 査 産 業 計	605,521	121.6	262,429	△ 0.7	343,092
D 建 設 業	953,108	141.5	379,406	△ 2.5	573,702
E 製 造 業	750,994	143.3	298,915	△ 0.1	452,079
F 電気・ガス・熱供給・水道業	985,429	143.3	356,655	△ 12.0	628,774
G 情報通信業	968,556	154.9	377,557	1.5	590,999
H 運輸業、郵便業	723,960	124.7	326,313	1.3	397,647
I 卸売業、小売業	497,996	111.3	229,302	△ 1.0	268,694
J 金融業、保険業	918,855	186.7	324,796	1.4	594,059
K 不動産業、物品賃貸業	507,845	52.6	294,528	6.2	213,317
L 学術研究、専門・技術サービス業	761,151	114.2	334,947	△ 5.6	426,204
M 宿泊業、飲食サービス業	127,765	12.3	111,245	△ 1.8	16,520
N 生活関連サービス業、娯楽業	249,430	16.2	163,289	△ 2.7	86,141
O 教育、学習支援業	723,760	148.6	266,627	1.5	457,133
P 医療業、福祉	668,890	139.8	274,549	△ 1.1	394,341
Q 複合サービス事業	842,265	160.6	314,896	2.7	527,369
R (他に分類されないもの)	388,947	52.8	230,129	△ 1.8	158,818
(事業所規模30人以上)					
TL 調 査 産 業 計	718,873	141.1	286,172	△ 0.8	432,701
D 建 設 業	1,334,751	191.2	435,395	△ 5.1	899,356
E 製 造 業	850,529	159.7	318,638	0.3	531,891
F 電気・ガス・熱供給・水道業	842,451	69.9	385,777	△ 22.3	456,674
G 情報通信業	985,967	162.6	374,867	0.2	611,100
H 運輸業、郵便業	808,207	146.9	332,748	1.7	475,459
I 卸売業、小売業	608,207	142.5	244,438	△ 1.2	363,769
J 金融業、保険業	982,610	190.9	339,389	0.4	643,221
K 不動産業、物品賃貸業	395,707	85.1	203,942	△ 4.6	191,765
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,091,503	208.2	354,565	0.1	736,938
M 宿泊業、飲食サービス業	138,556	15.8	121,047	2.3	17,509
N 生活関連サービス業、娯楽業	234,831	15.3	147,563	△ 3.4	87,268
O 教育、学習支援業	946,170	159.0	327,203	1.1	618,967
P 医療業、福祉	765,887	142.5	308,327	△ 2.3	457,560
Q 複合サービス事業	868,357	176.5	326,775	4.0	541,582
R (他に分類されないもの)	255,059	14.0	190,931	△ 3.1	64,128

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、うち、定期給与は、	605,521 円	前年同月比	5.4%
	262,429 円	前年同月比	2.5%

2 労働時間の動き

総実労働時間は、うち、所定内労働時間は、所定外労働時間は、製造業の所定外労働時間は、	135.7 時間	前年同月比	△ 1.7%
	126.2 時間	前年同月比	△ 1.8%
	9.5 時間	前年同月比	△ 1.1%
	12.4 時間	前年同月比	△ 17.3%

3 雇用の動き

常用労働者数は、パートタイム労働者比率(男女計)は、男性では、女性では、	453,570 人	前年同月比	3.9%
	32.7 %	前年同月差	0.8ポイント
	19.8 %		
	46.6 %		

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き		(前年同月比)
現金給与総額は、うち、定期給与	718,873 円	8.0%
	286,172 円	1.4%
2 労働時間の動き		
総実労働時間は、うち、所定内労働時間は、所定外労働時間は、製造業の所定外労働時間は、	141.0 時間	△ 3.5%
	129.8 時間	△ 4.0%
	11.2 時間	3.7%
	13.0 時間	△ 13.4%
3 雇用の動き		
常用労働者数は、	267,628 人	3.8%

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 8年 1月分

< 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き >

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	3 .	8 % 増加
・ 所定外労働時間は、	2 .	3 % 増加
・ 常用労働者数は、	2 .	5 % 増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	5 .	6 % 増加
・ 所定外労働時間は、	7 .	1 % 増加
・ 常用労働者数は、	2 .	3 % 増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf>）を参照のこと。
- (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号

「0」, 「0.0」		単位未満
「***」		該当数値なし
「…」		不詳又は比較数値なし
「X」		調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」		負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。

- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される超勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。

- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。

- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(注)	調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2 ～ 3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。指数は、令和 4 年 1 月分公表より令和 2 年平均を 100 とする令和 2 年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和 6 年 1 月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和 2 年）の常用雇用指数が 100 となるように、令和 6 年 4 月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和 6 年の賃金、労働時間及びベンチマークタイム労働者比率の前年同月比等については、令和 5 年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和 6 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	--

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

- ・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

- ・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1 日のうち 1 時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

- ・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1 カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - イ 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100 人以上、30 ～ 99 人、5 ～ 29 人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

結 果 の 概 要

(令和8年1月分)

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与
	実数	前月比 % 前年同月比 %	実数	前月比 % 前年同月比 %	実数
(事業所規模5人以上)					
TL 調 査 産 業 計	269,489	△ 55.5	264,156	0.7	5,333
D 建 設 業	419,773	△ 56.0	386,239	1.8	33,514
E 製 造 業	299,474	△ 60.1	297,861	△ 0.4	1,613
F 電気・ガス・熱供給・水道業	445,283	△ 54.8	445,212	24.9	71
G 情報通信業	375,560	△ 61.2	374,907	△ 0.6	653
H 運輸業、郵便業	301,242	△ 58.4	299,560	△ 8.2	1,682
I 卸売業、小売業	248,558	△ 50.1	240,774	5.0	7,784
J 金融業、保険業	337,480	△ 63.3	334,899	3.1	2,581
K 不動産業、物品賃貸業	295,220	△ 41.9	288,033	△ 2.2	7,187
L 学術研究、専門・技術サービス業	334,794	△ 56.0	334,648	△ 0.1	146
M 宿泊業、飲食サービス業	119,469	△ 6.5	110,741	△ 0.4	8,728
N 生活関連サービス業、娯楽業	170,634	△ 31.6	169,078	3.5	1,556
O 教育、学習支援業	261,824	△ 63.8	261,778	△ 1.8	46
P 医療業、福祉	277,981	△ 58.4	277,575	1.1	406
Q 複合サービス事業	308,545	△ 63.4	308,492	△ 2.1	53
R (他に分類されないもの)	230,466	△ 40.7	221,885	△ 3.6	8,601
(事業所規模30人以上)					
TL 調 査 産 業 計	294,328	△ 59.1	290,518	1.5	3,810
D 建 設 業	429,623	△ 67.8	420,683	△ 3.4	8,940
E 製 造 業	318,193	△ 62.6	316,835	△ 0.6	1,358
F 電気・ガス・熱供給・水道業	458,615	△ 45.6	458,523	18.8	92
G 情報通信業	404,802	△ 58.9	404,130	7.8	672
H 運輸業、郵便業	307,676	△ 61.9	307,675	△ 7.5	1
I 卸売業、小売業	257,364	△ 57.7	250,084	2.3	7,280
J 金融業、保険業	352,256	△ 64.2	348,694	2.8	3,562
K 不動産業、物品賃貸業	287,788	△ 27.3	287,788	41.1	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	393,639	△ 63.9	393,325	10.9	314
M 宿泊業、飲食サービス業	135,856	△ 1.9	114,468	△ 5.5	21,388
N 生活関連サービス業、娯楽業	153,325	△ 34.7	151,469	2.6	1,856
O 教育、学習支援業	346,176	△ 63.4	346,109	5.8	67
P 医療業、福祉	315,266	△ 58.8	314,896	2.1	370
Q 複合サービス事業	321,708	△ 62.9	321,606	△ 1.5	102
R (他に分類されないもの)	205,184	△ 19.6	197,804	3.6	7,380

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、 うち、定期給与は、	269,489 円 264,156 円	前年同月比 前年同月比	2.2% 3.8%
-----------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	128.6 時間 119.7 時間 8.9 時間 10.0 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	0.7% 0.6% 2.3% △ 13.1%
--	---	----------------------------------	---------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	453,010 人 32.5 % 19.0 % 46.9 %	前年同月比 前年同月差 前年同月差 前年同月差	2.5% 0.1ポイント
--	---	----------------------------------	-----------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き		(前年同月比)
現金給与総額は、 うち、定期給与	294,328 円 290,518 円	5.0% 5.6%
2 労働時間の動き		
総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	134.7 時間 124.1 時間 10.6 時間 11.3 時間	1.8% 1.2% 7.1% △ 3.4%
3 雇用の動き		
常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	268,436 人 32.5 % 19.0 % 46.9 %	2.3% 0.1ポイント

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 8 年 2 月分

< 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き >

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	3 .	8 % 増加
・ 所定外労働時間は、	7 .	1 % 減少
・ 常用労働者数は、	2 .	3 % 増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	5 .	1 % 増加
・ 所定外労働時間は、	2 .	7 % 減少
・ 常用労働者数は、	2 .	2 % 増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf>）を参照のこと。
- (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号

「0」, 「0.0」		単位未満
「***」		該当数値なし
「…」		不詳又は比較数値なし
「X」		調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」		負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用の民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。

- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される超勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。

- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。

- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

- ・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

- ・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

- ・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月分から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	--

結 果 の 概 要

(令和8年2月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、 うち、定期給与は、	268,414 円 265,792 円	前年同月比 前年同月比	3.9% 3.8%
-----------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	133.1 時間 123.9 時間 9.2 時間 12.1 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	△ 0.6% △ 0.1% △ 7.1% △ 5.5%
--	---	----------------------------------	--------------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	453,463 人 32.5 % 19.5 % 46.9 %	前年同月比 前年同月差 △ 0.1ポイント	2.3% △ 0.1ポイント
--	---	-----------------------------	-------------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き 現金給与総額 うち、定期給与	293,725 円 292,570 円	(前年同月比) 4.6% 5.1%
2 労働時間の動き 総実労働時間 うち、所定内労働時間 所定外労働時間 製造業の所定外労働時間	137.9 時間 127.1 時間 10.8 時間 13.2 時間	△ 0.7% △ 0.5% △ 2.7% 3.1%
3 雇用の動き 常用労働者数	268,521 人	2.2%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	前月比 %	実数	前月比 %	実数	前年同月差 円
(事業所規模5人以上)						
TL 調 査 産 業 計	268,414	△ 0.3	265,792	0.7	2,622	614
D 建 設 業	406,753	△ 3.1	390,879	1.2	15,874	13,164
E 製 造 業	306,943	2.5	306,464	2.9	479	△ 2,500
F 電気・ガス・熱供給・水道業	464,228	4.4	463,855	4.2	373	373
G 情報通信業	387,346	3.1	385,268	2.8	2,078	△ 4,318
H 運輸業、郵便業	297,280	△ 1.3	295,080	△ 1.4	2,200	2,186
I 卸売業、小売業	240,542	△ 3.2	236,907	△ 1.6	3,635	2,863
J 金融業、保険業	325,812	△ 3.5	325,482	△ 2.8	330	88
K 不動産業、物品賃貸業	272,997	△ 7.5	272,997	△ 5.2	0	△ 1,364
L 学術研究、専門・技術サービス業	385,758	15.2	385,715	15.2	43	△ 1,550
M 宿泊業、飲食サービス業	105,649	△ 11.5	105,637	△ 4.6	12	9
N 生活関連サービス業、娯楽業	169,668	△ 0.6	167,289	△ 1.0	2,379	△ 4,044
O 教育、学習支援業	264,257	0.9	264,248	0.9	9	△ 4
P 医療、福祉	282,877	1.7	278,178	0.2	4,699	3,396
Q 複合サービス事業	314,010	1.7	313,841	1.7	169	59
R (他に分類されないもの)	219,984	△ 4.6	219,031	△ 1.4	933	△ 6,059
(事業所規模30人以上)						
TL 調 査 産 業 計	293,725	△ 0.2	292,570	0.7	1,155	△ 768
D 建 設 業	444,570	3.5	430,514	2.4	14,056	7,249
E 製 造 業	326,134	2.5	325,537	2.8	597	△ 2,146
F 電気・ガス・熱供給・水道業	480,915	4.8	480,432	4.8	483	483
G 情報通信業	403,341	△ 0.4	400,928	△ 0.8	2,413	1,606
H 運輸業、郵便業	294,445	△ 4.3	294,445	△ 4.4	0	△ 20
I 卸売業、小売業	249,401	△ 3.1	247,502	△ 1.1	1,899	295
J 金融業、保険業	339,533	△ 3.6	339,533	△ 2.6	0	0
K 不動産業、物品賃貸業	278,946	△ 2.7	279,946	△ 2.8	0	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	390,973	△ 0.6	390,881	△ 0.6	92	92
M 宿泊業、飲食サービス業	111,092	△ 18.3	111,061	△ 3.0	31	24
N 生活関連サービス業、娯楽業	150,754	△ 1.7	150,179	△ 0.8	575	9
O 教育、学習支援業	357,508	3.3	357,495	3.2	13	△ 7
P 医療、福祉	317,280	0.6	316,309	0.5	971	△ 704
Q 複合サービス事業	332,843	3.4	332,626	3.3	217	10
R (他に分類されないもの)	195,247	△ 4.8	194,614	△ 1.6	633	△ 3,945

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 8 年 3 月分

＜ 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き ＞

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	4 .	6 % 増加
・ 所定外労働時間は、	同	水 準
・ 常用労働者数は、	2 .	5 % 増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	7 .	9 % 増加
・ 所定外労働時間は、	8 .	4 % 増加
・ 常用労働者数は、	2 .	0 % 増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf>）を参照のこと。
- (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号

「0」, 「0.0」		単位未満
「***」		該当数値なし
「…」		不詳又は比較数値なし
「X」		調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」		負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。

- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される超勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。

- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。

- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

- ・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

- ・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

- ・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	---

結 果 の 概 要

(令和8年3月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、 うち、定期給与は、	296,119 円 267,864 円	前年同月比 前年同月比	7.0% 4.6%
-----------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	134.4 時間 124.6 時間 9.8 時間 12.1 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	1.9% 2.0% 0.0% △ 4.0%
--	---	----------------------------------	--------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	452,625 人 32.4 % 18.9 % 47.3 %	前年同月比 前年同月差	2.5% 0.0ポイント
--	---	----------------	-----------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き	(前年同月比)
現金給与総額	322,517 円
うち、定期給与	298,370 円
2 労働時間の動き	10.0% 7.9%
総実労働時間	141.2 時間
うち、所定内労働時間	129.5 時間
所定外労働時間	11.7 時間
製造業の所定外労働時間	13.3 時間
3 雇用の動き	3.1% 3.1%
常用労働者数	267,113 人
	2.0%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	前月比 %	実数	前月比 %	実数	前年同月差 円
(事業所規模5人以上)						
TL 調 査 産 業 計	296,119	10.3	267,864	0.7	28,255	7,222
D 建 設 業	580,363	42.7	392,894	0.5	187,469	168,060
E 製 造 業	329,140	7.2	305,911	△ 0.2	23,229	10,428
F 電気・ガス・熱供給・水道業	457,541	△ 1.4	457,388	△ 1.3	153	153
G 情報通信業	410,494	6.0	379,239	△ 1.6	31,255	△ 5,442
H 運輸業、郵便業	319,556	7.4	300,344	1.7	19,212	△ 10,451
I 卸売業、小売業	261,533	8.7	238,592	0.7	22,941	△ 17,129
J 金融業、保険業	370,892	13.8	329,773	1.4	41,119	△ 17,987
K 不動産業、物品賃貸業	355,528	30.3	302,001	10.6	53,527	△ 57,804
L 学術研究、専門・技術サービス業	343,565	△ 11.0	305,529	△ 20.8	38,036	37,206
M 宿泊業、飲食サービス業	112,805	6.7	112,662	6.6	143	△ 2,472
N 生活関連サービス業、娯楽業	174,407	2.9	173,033	3.4	1,374	△ 1,815
O 教育、学習支援業	274,521	3.9	268,857	1.7	5,664	△ 437
P 医療、福祉	308,885	9.3	286,659	3.0	22,226	13,157
Q 複合サービス事業	313,830	0.0	311,281	△ 0.8	2,549	△ 9,813
R (他に分類されないもの)	253,876	15.5	229,666	4.9	24,210	△ 655
(事業所規模30人以上)						
TL 調 査 産 業 計	322,517	9.9	298,370	1.9	24,147	7,527
D 建 設 業	449,395	1.2	445,886	3.6	3,509	△ 6,048
E 製 造 業	350,354	7.4	323,122	△ 0.8	27,232	14,407
F 電気・ガス・熱供給・水道業	470,007	△ 2.2	469,810	△ 2.3	197	197
G 情報通信業	435,300	7.8	412,724	2.9	22,576	△ 26,830
H 運輸業、郵便業	299,903	1.9	298,893	1.8	10	△ 3
I 卸売業、小売業	302,055	21.0	253,251	2.4	48,804	11,804
J 金融業、保険業	382,590	12.6	343,947	1.3	38,643	△ 28,704
K 不動産業、物品賃貸業	402,023	43.6	274,723	△ 1.9	127,300	47,886
L 学術研究、専門・技術サービス業	476,472	21.8	395,332	1.2	81,140	81,140
M 宿泊業、飲食サービス業	117,945	6.3	117,576	5.9	369	76
N 生活関連サービス業、娯楽業	161,694	7.2	160,205	6.7	1,489	△ 400
O 教育、学習支援業	369,947	3.5	361,568	1.2	8,379	△ 1,185
P 医療、福祉	351,656	10.9	328,813	4.0	22,843	13,087
Q 複合サービス事業	333,674	0.2	328,898	△ 1.1	4,776	△ 17,837
R (他に分類されないもの)	223,749	14.6	209,586	7.7	14,163	△ 2,836

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

毎月勤労統計調査地方調査結果速報

令和 8 年 4 月分

< 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き >

〔 事業所規模 5人以上 〕		
前年同月と比較すると、		
・ 定期給与は、	6 .	3 % 増加
・ 所定外労働時間は、	6 .	4 % 減少
・ 常用労働者数は、	2 .	8 % 増加

〔 事業所規模 30人以上 〕		
(前年同月比)		
・ 定期給与は、	9 .	6 % 増加
・ 所定外労働時間は、	同	水 準
・ 常用労働者数は、	2 .	2 % 増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyoku.pdf>）を参照のこと。
- (2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号

「0」, 「0.0」		単位未満
「***」		該当数値なし
「…」		不詳又は比較数値なし
「X」		調査事業所が少ないため秘匿した。
「△」		負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用の民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。

- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される超勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。

- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。

- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

- ・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

- ・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

- ・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100人以上、30～99人、5～29人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

(注)	調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。指数は、令和4年1月分公表より令和2年平均を100とする令和2年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和6年1月から令和6年3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和6年の賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	---

結 果 の 概 要

(令和8年4月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、 うち、定期給与は、	287,764 円 276,228 円	前年同月比 前年同月比	6.7% 6.3%
-----------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	143.6 時間 133.4 時間 10.2 時間 12.1 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	1.2% 1.8% △ 6.4% △ 6.2%
--	--	----------------------------------	----------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	456,828 人 31.2 % 17.8 % 45.9 %	前年同月比 前年同月差 △ 0.6ポイント	2.8%
--	---	-----------------------------	------------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き 現金給与総額 うち、定期給与	318,995 円 307,349 円	(前年同月比) 10.8% 9.6%
2 労働時間の動き 総実労働時間 うち、所定内労働時間 所定外労働時間 製造業の所定外労働時間	151.0 時間 138.6 時間 12.4 時間 13.1 時間	2.2% 2.4% 0.0% 0.0%
3 雇用の動き 常用労働者数	271,509 人	2.2%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	前月比 %	実数	前月比 %	実数	前年同月差
(事業所規模5人以上)						
TL 調 査 産 業 計	287,764	△ 2.8	276,228	3.1	11,536	1,844
D 建 設 業	450,637	△ 22.3	406,737	3.5	43,900	6,032
E 製 造 業	336,873	2.4	314,932	2.9	21,941	6,043
F 電気・ガス・熱供給・水道業	472,040	3.2	469,480	2.6	2,560	2,560
G 情報通信業	409,795	△ 0.1	385,732	1.7	24,063	△ 18,373
H 運輸業、郵便業	363,944	13.9	319,149	6.3	44,795	30,820
I 卸売業、小売業	261,546	0.0	255,938	7.3	5,608	△ 5,912
J 金融業、保険業	353,489	△ 4.7	333,628	1.1	19,871	17,869
K 不動産業、物品賃貸業	297,740	△ 16.3	297,740	△ 1.4	0	△ 1,361
L 学術研究、専門・技術サービス業	307,919	△ 10.4	307,656	0.7	263	△ 314
M 宿泊業、飲食サービス業	112,820	0.0	112,035	△ 0.6	785	△ 147
N 生活関連サービス業、娯楽業	181,452	4.0	180,382	4.2	1,070	367
O 教育、学習支援業	274,044	△ 0.2	273,891	1.9	153	△ 828
P 医療、福祉	289,414	△ 6.3	286,836	0.1	2,578	2,011
Q 複合サービス事業	332,046	5.7	330,912	6.3	1,134	△ 1,191
R (他に分類されないもの)	233,897	△ 7.9	233,061	1.4	836	304
(事業所規模30人以上)						
TL 調 査 産 業 計	318,995	△ 1.1	307,349	3.0	11,646	4,243
D 建 設 業	479,848	6.8	479,848	7.6	0	△ 1,194
E 製 造 業	359,551	2.6	333,269	3.1	26,282	7,018
F 電気・ガス・熱供給・水道業	484,724	3.1	481,427	2.5	3,297	3,297
G 情報通信業	444,494	2.1	414,557	0.4	29,937	△ 26,821
H 運輸業、郵便業	378,608	26.2	325,686	8.6	52,922	52,567
I 卸売業、小売業	272,813	△ 9.6	271,704	7.3	1,109	△ 583
J 金融業、保険業	369,407	△ 3.4	358,676	4.3	10,731	10,731
K 不動産業、物品賃貸業	284,153	△ 29.3	284,153	3.5	0	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	405,111	△ 15.0	404,554	2.3	557	△ 184
M 宿泊業、飲食サービス業	116,472	△ 1.3	116,355	△ 1.1	117	65
N 生活関連サービス業、娯楽業	164,611	1.9	164,246	2.5	365	△ 508
O 教育、学習支援業	371,057	0.3	370,826	2.5	231	74
P 医療、福祉	325,882	△ 7.3	324,949	△ 1.1	933	634
Q 複合サービス事業	338,242	1.4	336,017	2.2	2,225	307
R (他に分類されないもの)	212,770	△ 4.9	211,607	1.0	1,163	571

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

毎月勤労統計調査地方調査結果

令和 8 年 5 月分

＜ 石川県の賃金・労働時間・雇用の動き ＞

〔 事業所規模 5人以上 〕			
前年同月と比較すると、			
・ 定期給与は、	3 .	4 %	増加
・ 所定外労働時間は、	1 0 .	4 %	減少
・ 常用労働者数は、	2 .	4 %	増加

〔 事業所規模 30人以上 〕			
(前年同月比)			
・ 定期給与は、	5 .	7 %	増加
・ 所定外労働時間は、	8 .	9 %	減少
・ 常用労働者数は、	2 .	1 %	増加

- 1 利用上の注意
- (1) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類に基づき表章している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
平成22年1月分から平成28年12月分までは、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章している。平成21年以前の結果との接続については、石川県統計情報室ホームページ（<https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/dl/1983/hyousyou.pdf>）を参照のこと。
(2) 指数計算の基準数値は、令和2年＝100である。
指数は、それぞれの時系列変化をみるために作成したものであり、項目相互を比較するものではない。

2 統計表に用いる符号	
「0」, 「0.0」	単位未満
「***」	該当数値なし
「…」	不詳又は比較数値なし
「X」	調査事業所が少くないため秘匿した。
「△」	負数又は減少

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づき基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間などの毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）において、**常時5人以上の常用労働者**を雇用する民営、公営の事業所の中から、産業別・規模別に抽出された**約 700 事業所を対象**として調査を行っている。
なお、公表は都道府県単位で表章している。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ・「**現金給与額**」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金などを差し引く以前の**総額（税込み）**のことである。実際の支払額（手取額）のことではない。
- ・「**きまって支給する給与**」とは、**定期給与**のことであり、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められて支給される給与のことである。**所定内給与と所定外給与（超週労働給与）**に分けられる。
- ・「**所定外給与**」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される出勤手当や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当などである。
- ・「**特別に支払われた給与**」とは、盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与等のことである。
- ・「**現金給与総額**」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(注)	調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2 ～ 3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。指数は、令和 4 年 1 月分公表より令和 2 年平均を 100 とする令和 2 年基準としたことに伴い、過去の指数を遡って改訂した。令和 6 年 1 月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い基幹年（令和 2 年）の常用雇用指数が 100 となるように、令和 6 年 4 月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算している。令和 6 年の賃金、労働時間及びベンチマークタイム労働者比率の前年同月比等については、令和 5 年にベンチマーク更新を実施した参考値と令和 6 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
-----	---

毎月勤労統計調査地方調査の説明

(2) 実労働時間数

- ・調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、就業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

(3) 出勤日数

- ・調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1 日のうち 1 時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者数（パートタイム労働者を含む）

- ・「**常用労働者**」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1 カ月以上の期間を定めて雇われている者
- ・「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - ア 1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - イ 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者
- ・「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち「**パートタイム労働者**」以外の労働者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所の報告をもとに、事業所規模区分(100 人以上、30～99 人、5～29 人)ごとに復元し、推計したものである。

各区分の統計表の詳細については、お問い合わせ願います。

結 果 の 概 要

(令和8年5月分)

事業所規模5人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き

現金給与総額は、 うち、定期給与は、	279,679 円 273,651 円	前年同月比 前年同月比	3.5% 3.4%
-----------------------	------------------------	----------------	--------------

2 労働時間の動き

総実労働時間は、 うち、所定内労働時間は、 所定外労働時間は、 製造業の所定外労働時間は、	130.7 時間 122.0 時間 8.7 時間 10.2 時間	前年同月比 前年同月比 前年同月比 前年同月比	△ 2.7% △ 2.2% △ 10.4% △ 8.1%
--	---	----------------------------------	---------------------------------------

3 雇用の動き

常用労働者数は、 パートタイム労働者比率(男女計)は、 男性では、 女性では、	455,564 人 31.1 % 18.1 % 45.3 %	前年同月比 前年同月差 △ 0.5ポイント	2.4%
--	---	-----------------------------	------------------

事業所規模30人以上 調査産業計 (常用労働者：パートタイム含む)

1 賃金の動き 現金給与総額 うち、定期給与	307,956 円 302,667 円	(前年同月比) 6.3% 5.7%
2 労働時間の動き 総実労働時間 うち、所定内労働時間 所定外労働時間 製造業の所定外労働時間	136.2 時間 126.0 時間 10.2 時間 11.2 時間	△ 2.6% △ 2.1% △ 8.9% △ 4.3%
3 雇用の動き 常用労働者数	271,579 人	2.1%

表1 産業別「現金給与額」の比較

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	実数	前月比 前年同月比	実数	前月比 前年同月比	実数	前年同月比
(事業所規模5人以上)						
TL 調 査 産 業 計	279,679	△ 2.8	273,651	△ 1.0	6,028	432
D 建 設 業	404,461	△ 10.2	394,353	△ 3.1	10,108	△ 9,194
E 製 造 業	325,098	△ 3.5	311,178	△ 1.2	13,920	6,339
F 電気・ガス・熱供給・水道業	452,436	△ 4.2	452,061	△ 3.8	375	△ 10,422
G 情報通信業	405,719	△ 1.0	398,123	3.2	7,596	△ 14,712
H 運輸業、郵便業	307,062	△ 15.7	304,580	△ 4.5	2,482	2,250
I 卸売業、小売業	260,627	△ 0.3	256,636	0.3	3,991	△ 1,941
J 金融業、保険業	338,801	△ 4.2	337,151	1.0	1,650	85
K 不動産業、物品賃貸業	320,882	7.8	298,978	0.5	21,904	2,418
L 学術研究、専門・技術サービス業	337,718	9.8	336,481	9.3	1,237	△ 486
M 宿泊業、飲食サービス業	115,972	2.7	112,518	0.5	3,454	△ 2,492
N 生活関連サービス業、娯楽業	205,447	13.2	185,843	3.1	19,604	15,511
O 教育、学習支援業	255,229	△ 6.9	253,498	△ 7.4	1,731	1,710
P 医療、福祉	287,952	△ 0.5	287,180	0.1	772	△ 383
Q 複合サービス事業	324,264	△ 2.3	321,546	△ 2.9	2,718	△ 2,768
R (他に分類されないもの)	227,427	△ 2.7	226,698	△ 2.7	729	△ 326
(事業所規模30人以上)						
TL 調 査 産 業 計	307,956	△ 3.5	302,667	△ 1.5	5,289	2,229
D 建 設 業	469,953	△ 2.2	469,953	△ 2.1	0	0
E 製 造 業	345,631	△ 3.9	329,632	△ 1.0	15,999	10,071
F 電気・ガス・熱供給・水道業	461,573	△ 4.8	461,355	△ 4.1	218	218
G 情報通信業	415,419	△ 6.6	414,624	0.0	795	△ 17,855
H 運輸業、郵便業	306,156	△ 19.2	306,026	△ 6.0	130	△ 209
I 卸売業、小売業	278,567	2.1	276,513	1.8	2,054	△ 1,086
J 金融業、保険業	361,328	△ 2.2	359,148	0.1	2,180	2,180
K 不動産業、物品賃貸業	277,094	△ 2.5	276,971	△ 2.6	123	△ 159
L 学術研究、専門・技術サービス業	409,605	1.1	407,304	0.6	2,301	△ 1,257
M 宿泊業、飲食サービス業	117,930	1.2	117,916	1.4	14	7
N 生活関連サービス業、娯楽業	181,556	10.2	180,405	9.8	1,151	△ 2,686
O 教育、学習支援業	337,615	△ 9.0	335,051	△ 9.6	2,564	2,534
P 医療、福祉	325,233	△ 0.2	324,714	△ 0.1	519	69
Q 複合サービス事業	325,568	△ 3.7	322,081	△ 4.1	3,487	△ 4,137
R (他に分類されないもの)	201,604	△ 5.3	200,592	△ 5.2	1,012	△ 450

(注) 調査産業計の中には鉱業、採石業、砂利採取業を含む。

委員からの追加要望資料

国が情報発信！補助金の最新情報が届く国のサイト！

事業者のみなさまのミライをサポート！

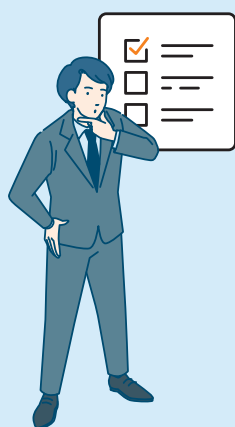
今すぐ
登録を！

ミラサポ^{プラス}plus



人気の補助金がひと目でわかる！

検索もカンタン！



- ☒ 持続化補助金
 - ☒ デジタル化・AI導入補助金
 - ☒ 省力化補助金
 - ☒ 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- などの補助金が多い！



さらに



国の補助金など、最新の情報をメールで受け取れる！

ミラサポplusのメルマガに今すぐ登録！

登録は
1分で完了

すでに
18万人
が登録！

最新の補助金がわかる

ミラサポplus[↑]を活用しよう!

スマホからでも検索できます!



知る!



人気の補助金コーナーで使える補助金を確認!

中小企業・小規模事業者向けの人気の補助金一覧で比較・検討。

探す!



都道府県や売上・投資規模に応じた補助金を探せる!

全国の補助金・助成金を売上や投資規模に応じて探すことができます。

得る!



支援施策のチラシで情報を深堀り!

最新の支援施策のチラシなどで情報をアップデート!

相談!

補助金の活用や様々な課題を専門家に相談してみよう!

国の補助金の活用だけでなく、中小企業・小規模事業者のさまざまな課題解決に向けたサポートをしてくれる相談窓口を探すことができます。

ミラサポplusは

**中小企業庁が運営する補助金などの支援制度を紹介する国のWebサイトです。
(中小企業庁が運営しています)**

中小企業・小規模事業者の皆様に、補助金などの制度を「知って」「使って」いただくことを目的に、わかりやすく情報を提供しています。

ミラサポplusはこちらから!



ミラサポplus

検索

ミラサポ plus 補助金・助成金 中小企業支援サイト | 経済産業省 中小企業庁
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Mirasapo Plus website, which is a government portal for small and medium-sized enterprises (SMEs) to find subsidies and grants. The page is in Japanese and features a clean, professional design with a blue and white color scheme.

Header: The top navigation bar includes the site's name "ミラサポplus" (Mirasapo Plus) and the text "中小企業向け 補助金・総合支援サイト" (Subsidies and Comprehensive Support Site for SMEs). It also features a search bar and links for "経営相談しよう" (Let's consult on management), "使い方がガイド" (Usage Guide), "補助金・助成金等チラシ" (Subsidies and Grants etc. Brochure), "会員登録する" (Register as a member), and "ログイン" (Login).

Main Content Area: The main content area is divided into several sections:

- 最新情報 (Latest Information):** A section on the left with a "一覧を見る" (View all) link. It lists recent news items, including "【補助金】成長加速化補助金(2次公募)の補助金交付候補者を選挙" (Selection of subsidy delivery candidates for the Growth Acceleration Subsidy (2nd public solicitation)) dated August 4, 2026, and "中小企業庁担当者に聞く「持続化補助金」" (Interview with the SME Agency staff about the Sustainability Subsidy) dated August 3, 2026.
- 補助金を探す (Find Subsidies):** A prominent button in the top navigation bar.
- 補助金について知る (Learn about Subsidies):** A prominent button in the top navigation bar.
- 自社の未来を考える (Think about the future of your company):** A prominent button in the top navigation bar.
- 経営のヒント (Management Tips):** A prominent button in the top navigation bar.
- 動画でわかる補助金情報 (Video information about subsidies):** A prominent button in the top navigation bar.
- 人気の補助金 (Popular Subsidies):** A section featuring a large graphic with the text "自社にあった補助金を見つける" (Find the subsidy that suits your company) and "人気の補助金" (Popular Subsidies).
- 地域の補助金助成金を探す (Find regional subsidies and grants):** A section featuring a graphic with the text "地域の補助金助成金を探す" (Find regional subsidies and grants).
- 補助金助成金などのチラシを見る (View brochures for subsidies and grants, etc.):** A section featuring a graphic with the text "補助金助成金などのチラシを見る" (View brochures for subsidies and grants, etc.).
- ミラサポPlusでできること (What you can do with Mirasapo Plus):** A section featuring a graphic with the text "ミラサポPlusでできること" (What you can do with Mirasapo Plus).

Footer: The footer contains several promotional banners, including one for "賃上げ 最低賃金 対応 支援特設サイト" (Wage increase, Minimum wage, Correspondence, Support special site), "成長加速 マatchingサービス" (Growth acceleration Matching service), and "3分でわかる! 忙しい人のための 補助金動画" (3 minutes to understand! Subsidy video for busy people).

→次のページへ

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト ×

https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/

ミラサポplus 中小企業庁 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト

賃上げとは 課題から探す 補助金・支援機関等一覧

賃上げのことがイチからわかる!

賃上げ・最低賃金 対応支援特設サイト

新着情報一覧

2026年6月30日

【補助金】新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の第1回公募要領を公開
【申請受付期間：8/31～9/30】

2026年6月18日

ミラサポplusのトップページ及び賃上げ特設サイトをリニューアルしました

2026年6月15日

中小企業庁担当者に聞く「デジタル化・AI導入補助金」

2026年6月11日

中小企業庁担当者に聞く「生産性向上支援センター」

チラシ一覧

補助金

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

2026年7月6日更新

補助金

補助金でスマートレジに乗り換えませんか

2026年7月6日更新

補助金

デジタル化・AI導入補助金

2026年7月6日更新

賃上げのための3STEP

STEP 1. なぜ、賃上げが必要なのか?

STEP 2. 賃上げに必要な金額は?

STEP 3. お困りことから解決策を探そう!

STEP 1. なぜ、賃上げが必要なのか?

■ 1分で解説! 「賃上げ」について

物価の上昇が続くなかで、社員の生活を守るために、優秀な人材の確保や定着のために、社員の手取りアップのために、さらには企業の持続的な成長のために、賃上げは欠かせません。

しかし、「賃上げはしたいけれど、なかなか大変…」と悩んでいる経営者の方も多いと思います。

賃上げポータルでは、そんな中小企業・小規模事業者等の賃上げも応援する様々な制度や支援機関についてご紹介しています。

ただいま
公開準備中

レジを使用している皆様へ！

「デジタル化・AI導入補助金」で スマートレジに乗り換えませんか！

- ❑ メカレジ・ガチャレジを使っている事業者の皆さん、レジ業務の負担を減らすためにスマートレジを使いませんか！
- ❑ **小規模事業者は最大4/5補助、ハードウェアも対象！**

デジタル化・AI導入補助金インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に向けた会計・受発注・決済ソフトの導入費用だけでなく、レジ端末として利用する**タブレット等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

枠/類型	補助対象経費	補助額	補助率
インボイス枠 インボイス 対応類型	ソフトウェア購入費、 クラウド利用（最大2年分）、 ハードウェア購入費	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2

<今後のスケジュール>

応募方法等の詳細は
HPからご確認ください

中小企業デジタル化・AI導入支援事業
事務局ポータルサイト

・インボイス枠（インボイス対応類型）

第3次申請締切日	7月 21日
第4次申請締切日	8月 25日
第5次申請締切分	9月 29日
第6次申請締切分	10月 30日



※裏面もご確認ください。



そもそもスマートレジってなに？

スマートレジ（システム）とは、タブレットやスマートフォン等の汎用機器をレジ端末として利用する「モバイルPOSレジ」のことです。

従来のガチャレジ・メカレジと比較して、売上・在庫・顧客情報等をまとめて管理できるため、業務の効率化や生産性の向上が期待されます。

	ガチャレジ・メカレジ	スマートレジ
会計・集計	レジ締め・集計は手作業中心	売上・会計データが自動集計で省力化
売上	合計額のみ把握	商品別・時間帯別に 見える化
導入コスト	初期費用は低め	補助金活用で低負担

スマートレジシステム



<こんな方におすすめ>

- レジ操作が簡単で、**従業員が使いやすいレジに切り替えたい！**
- レジ締めや集計作業などの**日々の業務負担を減らしたい！**
- **複数の決済方法をまとめて管理し、店舗運営を効率化したい！**

<補助金の活用例>

スマートレジの導入で省力化。

会計ミス9割減、客単価2割UP！

【杏亭グループ】（和歌山県和歌山市）

スマートレジを入れることで、お昼時は、**レジにかかりきりとなっていた従業員の調理に割ける時間が大幅に増え**、弁当の提供スピードが上がり、**お客様の待機時間は減少**。

また、タッチパネルでのセルフ注文にすることで、**自動的にオススメオプションメニューが表示でき、追加注文が増え、客単価は2割もアップ**。さらに、レジシステムを変更することで、**売れ筋商品の分析や顧客管理もデジタル化**できた。



成長を目指す中小企業や小規模事業者の皆さまへ。

「補助金活用ナビ」は、中小機構が運営する補助金情報の総合サイトです。

補助金活用ナビ

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

あなたのビジネスを
次のステージへ！



「補助金活用ナビ」の特長



最新の補助金情報

中小企業、小規模事業者向け
補助金の最新情報を掲載しています。



目的別に補助金紹介

販路開拓や業務効率化・DXの推進、設備
投資、事業承継・M&Aなど、目的に応じて
活用できる補助金を紹介しています。



補助金のスケジュール

申請受付中の補助金および今後申請
受付予定の補助金のスケジュールをご
案内しています。



わかりやすくご案内

「補助金入門」「わかりにくい補助金用
語」「補助金活用事例」「補助金の審査
ポイント」など、初心者の方にもわかりや
すくご案内しています。

ご案内している対象補助金一覧



ものづくり補助金



持続化補助金



成長加速化補助金



新事業進出補助金



デジタル化・AI導入補助金



省力化投資補助金



事業承継・M&A補助金

※補助金名は略称で記載しています。

補助金活用ナビ

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



中小企業、小規模事業者役に立つ補助金の情報が 集約された頼れるポータルサイト

経営戦略を考える

マンガや解説で、経営課題のヒントや生産性向上の考え方を紹介。専門家相談など、経営を支える情報を掲載しています。

補助金を探す

設備投資やデジタル化など目的に応じた補助金を紹介。募集中の補助金や主要制度を確認できます。



補助金の活用事例

中小機構の職員が事業者や支援者の声をヒアリングし、補助金活用の事例を紹介。事業成長の秘訣も詳しく解説しています。内容は随時更新中です！



小規模事業者向け支援

補助金の基本や申請の流れをやさしく解説。業種別チラシやよくある疑問も確認できます。

補助金の基礎知識

補助金の仕組みや申請の流れを初心者向けに解説。わかりづらい用語集やFAQも掲載しています。

補助金の活用は、資金調達だけでなく、経営戦略の見直しや新たな事業展開のきっかけにもなります。「補助金活用ナビ」では、補助金の手引きや活用事例、専門家への相談窓口など、充実したサポート情報を提供しています。ぜひ、貴社の成長戦略にお役立てください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

MENU

戦略×補助金 ビジネスを次のステージへ

補助金活用ナビ

[最新の補助金情報](#) > [補助金の活用事例](#) > サービスと効率の理想的な両立へ—豊田石油株式会社でのデジタル活用による成功事例—

公開日：2026年03月26日

サービス業

省力化投資補助金

地域支援機関とともに生産性向上に取り組む企業事例（豊田石油株式会社）

サービスと効率の理想的な両立へ—豊田石油株式会社のデジタル活用による成功事例—



豊田石油株式会社 代表取締役 舟橋正美氏

この記事のポイント

- 1 人手不足とサービス品質低下という二重課題への対応

2 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）を活用した省力化投資の実践

MENU

3 生産性向上と働きがい創出による経営改善効果

愛知県豊田市を中心に、70年以上にわたり地域に根ざしたエネルギー供給を担ってきた豊田石油株式会社。同社は最新のデジタル技術を導入することで、深刻化する人手不足への対応とサービス品質の向上を同時に実現することを目指している。

今回、同社が活用したのは「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」。導入した「タブレット型給油許可システム」が、それまでの課題をどのように解決し、ガソリンスタンドの現場をどのように変えたのか。同社の戦略とその具体的な効果を紹介する。

地域に根ざし、「サービス」を追求し続ける豊田石油

豊田石油株式会社は、豊田市日之出町に本社を置き、同市内に4つの直営店舗を構えるほか、同市や大府市に7つのグループ販売店を展開する、地域密着型のガソリンスタンド運営企業である。同社の行動指針の核となっているのは、社是である「サービスに徹する」という言葉だ。



取材中の代表取締役 舟橋正美 氏

「常にお客様に便利さと愛されるものを提供せよ」という社訓に基づき、同社は単なる燃料供給にとどまらず、真心のこもったサービスの提供を追求してきた。

しかし、こうした「手厚いサービス」を維持していく上で、近年、大きな壁が立ちはだかっていた。

人手不足と給油許可業務がもたらす現場の非効率

同社が直面していた最大の課題は、セルフ式ガソリンスタンドで現場を支える「人材」の確保と業務の効率化であった。同社で唯一のセルフ式ガソリンスタンドであるDr.DriveセルフFASもとまち店（豊田市土橋町1丁目60番地）では、次のような具体的課題が顕在化していたと舟橋社長は語る。

「セルフ式ガソリンスタンドでは、お客様自身の判断で給油が出来ると誤解している人が多い。あまり知られていないが、消防法の規定により、当社の従業員が給油許可スイッチを押さない限りは給油ができない。

火災の原因となるたばこを吸いながらの給油や、油種を間違えて給油する客がいるためである。

そのため、1名の従業員をガソリンスタンド建物内の固定場所で、モニターを監視しながら、給油許可のスイッチを押すために常駐させる必要があった。ガソリンスタンド敷地内にも別途2名の従業員を配置していたが、そもそも人手不足で求人募集をしても応募が少なく、人員の確保が困難な状況であった。さらに、従業員が体調不良等で休んだ場合には、敷地内で車の誘導をしながら、給油許可スイッチを押すために建物内に戻る必要があるなど、非効率な店舗運営を余儀なくされていた」



建物内の「給油許可指示室」の様子。導入前は従業員が常駐する必要があり、場合によってはスタンド敷地内から戻る対応も求められるなど、非効率だった。

社是である「サービスに徹する」に反することも課題だった。

「建物内の給油許可システムへの入力作業や確認作業に追われることで、当社が大切にしているお客様へのプラスアルファの声掛けや車両の異常チェックなど、付加価値の高いサービスに充てる時間が削られていた」と舟橋社長は当時を振り返る。

環境方針に掲げる「業務の効率化による環境改善活動」を推進するためにも、アナログ作業から脱却し、より少ないリソースで高いパフォーマンスを発揮できる体制の構築が急務であった。

タブレット型給油許可システムの選定と「省力化投資補助金」の活用

現場での課題を解決するため、同社が注目したのが「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」である。これまで、愛知県石油商業組合を通じて、地下埋設タンク工事などで補助金を活用した経験はあったものの、他の補助金は一度も活用したことがなかった。

「補助金の申請にあたって、業界向けの補助制度であれば自社の課題は説明しやすいが、業界外の方々に課題を理解してもらうように説明することは大変だった。しかし、自社の課題を言語化するためには得難い経験だった」と舟橋社長は前向きに語る。

同社がカタログ内から選んだのは「タブレット型給油許可システム」である。このシステムは、従業員が給油機のそばに立ちながら、手元のタブレット一台で給油許可を完結させ、給油機を遠隔で制御できる仕組みであり、同社唯一のセルフ式ガソリンスタンドの課題解決につながると判断し、導入を決めた。



タブレット型給油許可システム

導入後の具体的効果―生産性の向上と「働き甲斐のある」職場―

MENU

「タブレット型給油許可システム」の導入により、給油許可のために敷地内から建物内への度重なる移動も不要となり、業務の効率化が実現すると同時に、従業員の体力的負担の軽減にもつながった。

従業員1名をガソリンスタンド建物内の固定場所で、給油許可のスイッチを押すためだけに常駐させる必要もなくなった。これまで室内作業をしていた従業員も敷地内での顧客対応業務を担うことが出来るため、人手不足の緩和にもつながった。



タブレット型給油許可システムを使用し、給油許可を出す様子

当初は全く想定していなかった効果も生じたと、舟橋社長は笑顔で語る。

「効率化が図られたことで、従業員に心の余裕が生まれた。社訓にある「常にお客様に便利さと愛されるものを提供せよ」という精神に基づき、お客様との会話が増え、オイル交換や洗車を勧めることが可能となった。さらに、「タブレット型給油許可システム」導入前はENEOSアプリ（※1）を勧める余裕がなく、登録者はほぼ皆無であったが、導入後は毎月100件～200件もアプリの登録者が増えた。お客様の囲い込みが実現した結果、来所者は大きく増加し、オイル交換等の附帯サービスも増加した。給油許可システム導入店単体の収益は2～3割増となり、従業員の働き甲斐にも直結している」

(※1) ワンタッチ決済やポイント付与、値引きクーポンの発行、メンテナンス予約受付、顧客への情報提供など各種サービスを一元的に行うアプリ

[MENU](#)

さらに、このセルフ式ガソリンスタンドでは、従業員に未経験者の割合も高く、建物内の給油許可システムのモニターを確認しながら行う一連の接客フローの習得には、これまで1週間以上を要していた。操作が容易なタブレット型給油許可システム導入後は、未経験者でも2～3日程度で即戦力になるという。人材教育の負担軽減という面でも効率化を図ることが出来た。同社が掲げる「人に優しいサービス」を実現するためには、まず「働く従業員にとっても優しい環境」であるべきだという考えを具現化した形である。

未来への展望―デジタルとホスピタリティの融合―

補助金を活用して導入したこのシステムを、単なる「機械化」ではなく、スタッフがより誇りを持って、お客様に寄り添える環境を作るための「道具」として活用している。

タブレット型給油許可システムの導入成功例は、伝統的なロードサイドビジネスがデジタルトランスフォーメーション（DX）をどう進めるべきか、一つの指針を示すものといえる。



Dr.DriveセルフFASもとまち店（豊田市土橋町1丁目60番地）

同社はこれからも、環境への配慮（SDGs）を考慮した活動を推進しつつ、信和、創造、努力という社訓のもと、地域の皆さまに愛されるガソリンスタンドであり続けることを目指し

ている。

テクノロジーを活用した「サービスに徹する」精神は、今後も豊田の街を走る人々を支える存在となっていくことだろう。

活用した補助金： 中小企業省力化投資補助金
年度：令和6年度
枠・型：カタログ注文型

※本ページに掲載している補助金活用事例は過去の補助制度によるものであり、現在の補助制度とは異なる場合があります。最新の補助要件については、必ず公式情報をご確認ください。

企業データ

企業名	豊田石油株式会社
設立	1952年4月
従業員数	25名
代表者	舟橋 正美 氏
所在地	愛知県豊田市日之出町1丁目9番地1

前後の記事

次の記事

老舗和菓子店3代目が補助金申請で得た学びと気づき

[持続化補助金](#)

>

[前の記事](#)[MENU](#)[＜ 人手不足に直面した「二丈温泉きららの湯」が選んだ省力化投資](#)[省力化投資補助金](#)[事例紹介一覧に戻る](#)

あわせて読みたい記事



課題に応じた補助金をご案内。

事業の成長を後押しする支援メニューをチェックしましょう。



経営に関する様々な課題やお悩みに、
各分野の専門家がお応えします。



実際に活用された補助金事例を公開！

補助金を活かした成功の秘訣とは？詳しくご紹介
します。

MENU



「どの補助金を選べばいいの？」補助金の基本
や、上手に活用するためのポイントを分かりや
すく解説します。



事業計画書と聞くと「難しそう…」
事業計画書を作る際のポイントをわかりやすく
ご紹介します。



「いつ補助金が支払われるの？」
補助金の仕組みを正しく理解し、スムーズな活
用を目指しましょう。

よくあるご質問

支援サービスリンク集

MENU

サイトマップ

[サイトポリシー・利用規約](#)  | [個人情報保護](#)  | [中小機構について](#) 



© Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN